

○経済産業省令第九十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十条第一項、第十二条第一項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第三十一条第六項、第三十五条第四項、第三十六条第一項及び第三十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

経済産業大臣 武藤 容治

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(火薬及び火工品の換算)</p> <p>第一条の六 火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号焰管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（イ）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認められたものをいう。以下同じ。）を除く。）、及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）、及び同条第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号の四、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。</p> <p>〔表略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンボジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンボジット推進薬」という。）、及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンボジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンボジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）、及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四を適用する（特定コンボジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。</p> <p>(特定硝安油剤爆薬等の特例)</p> <p>第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）、及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）、及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。</p> <p>(製造業者に係る軽微な変更の工事等)</p> <p>第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p>	<p>(火薬及び火工品の換算)</p> <p>第一条の六 火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号焰管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（イ）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認められたものをいう。以下同じ。）を除く。）、及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）、及び同条第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号及び第五号、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。</p> <p>〔表略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンボジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンボジット推進薬」という。）、及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンボジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンボジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）、及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンボジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。</p> <p>(特定硝安油剤爆薬等の特例)</p> <p>第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）、及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）、及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。</p> <p>(製造業者に係る軽微な変更の工事等)</p> <p>第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p>

一の二 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事

一の三 工室内の設備のうち、照明設備の変更の工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

二～四 [略]

2 [略]

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 暖房設備

ロ 照明設備

ハ 内面の建築材料

一の二 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 照明設備

ロ 警鳴装置

二・三 [略]

2 [略]

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあつては、次の各号の規定によらなければならない。

一～三 [略]

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあつては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。

四の二・四の三 [略]

四の四 第四号ただし書の土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置として、その内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該補強部分の高さは土堤の高さの二分の一以下とし、かつ、前号の規定にかかわらず、土堤の頂部の厚さは一メートルに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とすること(最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を七十五度より急でない勾配とする場合を除く。)

五 土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。

六 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とすること。

[新設]

[新設]

二～四 [略]

2 [略]

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

[新設]

二・三 [略]

2 [略]

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあつては、次の各号の規定によらなければならない。

一～三 [略]

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二・四の三 [略]

[新設]

[新設]

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

七 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。この場合において、第四号ただし書の規定は、適用しない。

八 〔略〕
(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 〔略〕

(火薬類取扱所)

第五十二条 〔略〕

二 三 〔略〕

4 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 〔略〕

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間)

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあつては、製造後一年とする。

〔削る〕

2 前項の火薬又は爆薬であつて、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を経過したものとみなす。

(安定度試験)

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。

火薬類の種類	実施区分						
硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬	<table border="1"> <tr> <td>製造後一年以上を経過したもの</td> <td>年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>製造後二年以上を経過したもの</td> <td>製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>製造年月日不明のもの</td> <td>入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。</td> </tr> </table>	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。						
製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。						
製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。						

六 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 〔略〕
(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 〔略〕

(火薬類取扱所)

第五十二条 〔略〕

二 三 〔略〕

4 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 〔略〕

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間)

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。

一 硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後一年

2 前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。

(安定度試験)

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。

火薬類の種類	実施区分						
硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬	<table border="1"> <tr> <td>製造後一年以上を経過したもの</td> <td>年に一回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>製造後二年以上を経過したもの</td> <td>製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>製造年月日不明のもの</td> <td>入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。</td> </tr> </table>	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。						
製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。						
製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。						

[削る]	[削る]	[削る]
	[削る]	[削る]

2 前項の試験は、製造所及び製造年月日を同じくする同種類の火薬又は爆薬で、製造後二年を経過しないものにあつては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあつては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあつては一箱ごとに行うものとする。

3 硝酸エステルを含有する火薬又は爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒又は薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤に変色したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤に変色しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

第五十九条 遊離酸試験の方法は、日本産業規格K四八一〇に規定する試験方法によらなければならない。

[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
第六十条 耐熱試験の方法は、日本産業規格K四八一〇に規定する試験方法によらなければならない。

硝酸エステルを含有しない爆薬	製造後三年以上を経過したものの	年一回遊離酸試験を行うこと。
硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において四時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。	製造年月日不明のもの	入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年一回遊離酸試験を行うこと。

2 火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。

3 前二項の試験は、製造所および製造年月日を同じくする同種類の火薬または爆薬で、製造後二年を経過しないものにあつては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあつては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあつては一箱ごとに行うものとする。

4 硝酸エステルを含有する火薬または爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒または薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤変したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤変しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

第五十九条 遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

- 一 火薬類の包装紙を解き、遊離酸試験器にその容積の五分の三まで試料を入れ、青色リトマス試験紙を試料の上方向にして密栓をすること。
- 二 密栓をした後、青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するまでの時間を遊離酸試験時間とし、これを測定すること。

第六十条 耐熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

- 一 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。
 - イ 硅藻土質ダイナマイトにあつては、ニトログリセリンまたはニトログリコールを抽出し、三グラムから三・五グラムまでのもの
 - ロ 膠質ダイナマイトにあつては、三・五グラムをとり、硝子板の上で米粒大に細かく切り、乳鉢に入れ精製滑石粉七グラムを加え、木製乳棒で静かに軽く完全にすり混ぜたもの
 - ハ 前二号以外のダイナマイトにあつては、乾燥したのものについてはそのままのものを、吸湿しているものについては摂氏四十五度で約五時間乾燥したものを三・五グラム
 - ニ 硝酸エステルを含有する火薬にあつては、粒状のものについてはそのままのものを、その他のものについては細片状にしたものを試験管の高さの三分の一に充てる量
 - ホ 綿薬その他の爆薬にあつては、乾燥したのものについてはそのままのものを、吸湿しているものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものを試験管の高さの三分の一に充てる量

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

第六十一条 削除

〔削る〕

〔削る〕

(安定度試験の合格基準)

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 遊離酸試験において、日本産業規格K四八一〇に規定する遊離酸試験時間が硝酸エステル又はこれを含有する火薬にあつては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの

- 二 耐熱試験において、日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であるもの

〔削る〕

〔削る〕

第六十三条 削除

(受験の手続)

第七十八条 [略]

2 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の第三項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

3 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十一第一項又は第三十条の十五第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

- 二 試験管に試料を入れ、沃度カリでん粉紙の上部を硝子棒により蒸り、ゆう水およびグリセリンの等分混合液でしめし、これをつりかぎにつるし、木栓またはゴム栓で試験管口をおおい、沃度カリでん粉紙の下端を試料のやや上方にあるようにすること。

- 三 湯煎器を摂氏六十五度の温度に保ち、試験管を寒暖計と同じ深さにさし入れ、その時から沃度カリでん粉紙の乾湿境界部が標準色紙と同一濃度の色に変色するまでの時間を耐熱試験時間とし、これを測定すること。

(加熱試験)

第六十一条 加熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

- 一 吸湿した試料は、常温で真空乾燥器等を使用して乾燥すること。

- 二 秤量瓶に乾燥した試料約十グラムを入れ、摂氏七十五度に保つた試験器内に四十八時間静置し、減耗量を測定すること。

(安定度試験の合格基準)

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 遊離酸試験時間が硝酸エステルおよびこれを含有する火薬にあつては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの

- 二 耐熱試験時間が八分以上であるもの

- 三 加熱試験の減耗量が百分の一以下であるもの

(試験器等の指定)

第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規定する遊離酸試験器、耐熱試験器、加熱試験器、青色リトマス試験紙、沃度カリでん粉紙、精製滑石粉および標準色紙は、経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

(受験の手続)

第七十八条 [略]

2 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の第三項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

3 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

別表第一(第四十四条第二項関係)

検査項目	完成検査の方法
<p>16 1～15 [略] 土堤の基準 一～四の三 [略]</p> <p>四の四 第三十一条第四号の四の鉄筋コンクリートで補強する土堤</p> <p>五 第三十一条第五号の土堤の材料</p> <p>六 第三十一条第六号の堤脚を土留とする土堤</p> <p>七 第三十一条第七号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>八 第三十一条第八号の土堤の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目 二～四 [略]</p> <p>18 [略]</p>	<p>16 1～15 [略] 土堤の基準 一～四の三 [略]</p> <p>四の四 鉄筋コンクリートで補強する土堤の補強部分の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>五 土堤について、火薬類の爆発の際火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用していることを目視等又は図面により検査する。</p> <p>六 堤脚を土留とする土堤の土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>七 土堤を兼用するときの通路の有無を目視等により検査する。</p> <p>八 土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。</p> <p>17 前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>18 [略]</p>

別表第一(第四十四条第二項関係)

検査項目	完成検査の方法
<p>16 1～15 [略] 土堤の基準 一～四の三 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤</p> <p>六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目 二～四 [略]</p> <p>18 [略]</p>	<p>16 1～15 [略] 土堤の基準 一～四の三 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>五 堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>六 土堤を兼用するときの通路の有無を目視等により検査する。</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。</p> <p>17 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>18 [略]</p>

別表第四(第四十四条の五第二項関係)

検査項目	<p>1 15 [略]</p> <p>16 土堤の基準 一 四の三 [略]</p> <p>四の四 第三十一条第四号の四の鉄筋コンクリートで補強する土堤</p> <p>五 第三十一条第五号の土堤の材料</p> <p>六 第三十一条第六号の堤脚を土留とする土堤</p> <p>七 第三十一条第七号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>八 第三十一条第八号の土堤の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目 二 四 [略]</p> <p>18 [略]</p>	保安検査の方法	<p>1 15 [略]</p> <p>一 四の三 [略]</p> <p>四の四 鉄筋コンクリートで補強する土堤の補強部分の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>五 土堤について、火薬類の爆発の際火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用していることを目視等又は図面により検査する。</p> <p>六 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>七 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>八 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>一 前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 四 [略]</p> <p>18 [略]</p>
------	---	---------	---

備考 表中の「」は注記である。

附則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

別表第四(第四十四条の五第二項関係)

検査項目	<p>1 15 [略]</p> <p>16 土堤の基準 一 四の三 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤</p> <p>六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目 二 四 [略]</p> <p>18 [略]</p>	保安検査の方法	<p>1 15 [略]</p> <p>一 四の三 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>六 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 四 [略]</p> <p>18 [略]</p>
------	---	---------	--

○農林水産省告示第二千三百四十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第六條第一項、第九條第三項及び第四項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十八條の二第一項第二号、第十八條の三第一項並びに第二十八條第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七條の二及び第十七條の四の規定に基づき、同法第六條第一項の平均輸入価格、同法第九條第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一條第一項の異性化糖標準価格、同法第十二條第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八條の二第一項第二号の加糖調製品標準価格、同法第十八條の三第一項の加糖調製品平均輸入価格及び同法第二十八條第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七條の二及び第十七條の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七條の二及び第十七條の四の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六條第二項（同法第九條第五項、第十二條第二項、第十八條の二第五項、第十八條の三第二項及び第二十八條第二項）において準用する場合を含む。並びに同規則第十七條の二及び第十七條の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

- 一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六條第一項の平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき一〇七、六五〇円
農林水産大臣 江藤 拓
- 二 異性化糖軽減額 零円
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 三 加糖調製品軽減額 一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 四 異性化糖標準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一七二、三八一元（うち消費税額及び地方消費税額分 一二、七六九円）
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 五 異性化糖平均供給価格 一、〇〇〇キログラムにつき一六九、六七九円（うち消費税額及び地方消費税額分 一二、五六九円）
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 六 加糖調製品標準価格 一、〇〇〇キログラムにつき二四三、九九一元
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 七 加糖調製品平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき一五八、四一一円
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 八 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八條第一項の平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき九一、七六〇円
適用期間 令和七年一月一日から三月三十一日まで
- 九 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七條の二及び第十七條の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七條の二及び第十七條の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七條の二第一号に掲げるもの	〇・九一〇	一キログラムにつき二〇七円
規則第十七條の二第二号に掲げるもの	一・二二三	一キログラムにつき九円

規則第十七條の二第三号に掲げるもの	一・〇二二	一キログラムにつき三三〇円
規則第十七條の二第四号に掲げるもの	五・七七一	一キログラムにつき四三三円
規則第十七條の二第五号に掲げるもの	四・九八〇	一キログラムにつき三七七円
規則第十七條の二第六号に掲げるもの	一・二六三	一キログラムにつき三六一円
規則第十七條の二第七号に掲げるもの	〇・八三二	一キログラムにつき一五五円
規則第十七條の二第八号に掲げるもの	〇・七八一	一キログラムにつき一四四円
規則第十七條の二第九号に掲げるもの	〇・八〇〇	一キログラムにつき五九九円
規則第十七條の二第十号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき二〇七円
規則第十七條の二第十一号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき二八八円
規則第十七條の二第十二号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき二〇二円
規則第十七條の二第十三号に掲げるもの	一二・二三九	一キログラムにつき二二円
規則第十七條の二第十四号に掲げるもの	一五・〇六三	一キログラムにつき二、四三二円
規則第十七條の二第十五号に掲げるもの	一八・七六二	一キログラムにつき一、四九二円
規則第十七條の二第十六号に掲げるもの	九・一三一	一キログラムにつき六一二円
規則第十七條の二第十七号に掲げるもの	三・四七三	一キログラムにつき一八三円
規則第十七條の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・二三六	一キログラムにつき一四〇円
規則第十七條の二第十九号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・二三六	一キログラムにつき二四七円
規則第十七條の二第二十号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八三二	一キログラムにつき六二円
規則第十七條の二第二十一号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八〇〇	一キログラムにつき五一円

○経済産業省告示第二八八号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第九十号）の施行に伴い、火薬類取締法施行規則第二十三條第四項及び第六項の規定に基づき、がん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所屬する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和四十九年通商産業省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和六年十二月二十六日

経済産業大臣 武藤 容治

改正後	改正前
<p>昭和四十九年通商産業省告示第五十九号(火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第七項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫から専ら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離)</p> <p>一 火薬類取締法施行規則(以下「規則」という。第二十三条第四項のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 防火壁は、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄板若しくは耐火性の板を鉄骨等により補強した構造のものとし、基礎を堅ろうにすること。</p> <p>ハ 防火壁の高さは、がん具煙火貯蔵庫に天井を設けている場合にあつては天井から五十センチメートル以上の高さとし、その他の場合にあつては屋頂の高さ以上とすること。</p> <p>二 防火壁の厚さは、鉄板にあつては〇・三五メートル(最大貯蔵量が二トン以下のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁にあつては、〇・二五メートル)以上、その他のものにあつては三センチメートル以上とすること。</p> <p>二 規則第二十三条第七項の保安物件が専ら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。</p> <p>イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規</p>	<p>昭和四十九年通商産業省告示第五十九号(火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離)</p> <p>一 火薬類取締法施行規則(以下「規則」という。第二十三条第四項のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 防火壁は、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄板若しくは耐火性の板を鉄骨等により補強した構造のものとし、基礎を堅ろうにすること。</p> <p>ハ 防火壁の高さは、がん具煙火貯蔵庫に天井を設けている場合にあつては天井から五十センチメートル以上の高さとし、その他の場合にあつては屋頂の高さ以上とすること。</p> <p>二 防火壁の厚さは、鉄板にあつては〇・三五メートル(最大貯蔵量が二トン以下のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁にあつては、〇・二五メートル)以上、その他のものにあつては三センチメートル以上とすること。</p> <p>二 規則第二十三条第七項の保安物件がもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。</p> <p>イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離(その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の四分の一の距離に満たないときは、当該保安距離の四分の一の距離)</p> <p>□ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫(一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫)であつて、その貯蔵火薬量の数量が〇・二トン以下であるものを除く)であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離(その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離)</p> <p>ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までの規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の三分の一の距離</p>	<p>則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離(その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の四分の一の距離に満たないときは、当該保安距離の四分の一の距離)</p> <p>□ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離(その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬量の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離)</p> <p>ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までの規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の三分の一の距離</p>
--	--

備考 表中の「」は注記である。

○経済産業省告示第二百九号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第九十号）の施行に伴い、平成七年通商産業省告示第七十七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等）を廃止する告示を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

経済産業大臣 武藤 容治

平成七年通商産業省告示第七十七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等）は、廃止する。

附則

この告示は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百七十八号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和六年十二月二十六日
国土交通大臣 中野 洋昌

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市

三 変更した事項（変更前の事項については、令和三年国土交通省告示第千四百号及び令和五年国土交通省告示第九百四十一号を参照。）
イ 誘導路A
延長 七千七百五十メートル
ロ エプロンA
面積 五十七万三千六百六十五平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和七年一月二十三日

○国土交通省告示第千三百七十九号

松本空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和六年十二月二十六日
国土交通大臣 中野 洋昌

一 空港の名称及び位置 松本空港 長野県松本市

二 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第四百六十四号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）
イ 標点の位置 北緯三十六度九分五十八秒 東経百三十七度五十五分二十二秒 標高六百五十八メートル

ロ 着陸帯

ハ 範囲 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

(1) 進入区域 第二図のうち、イ、ロ、ハ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2) 進入表面 第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3) 水平表面 第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4) 転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもの

のうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びカワ並びにロヌ、ヌル及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（イタヨ、ヨカ及びカワ並びにロヌ、ヌル及びハル）、及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヤ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和九年二月一日

第一図 松本空港

